

表1-1 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用

令和7年4月1日

項 目			料	金	内 容	
分娩料（妊娠22週未満・産科医療保障制度対象外）			208,000円	（1人1回）	但し時間外は218,000円、深夜・休日は228,000円	
多胎分娩加算金（妊娠22週未満・産科医療保障制度対象外）			158,000円	（1人増毎）		
分娩料（妊娠22週以上）			220,000円	（1人1回）	但し時間外は230,000円、深夜・休日は240,000円	
多胎分娩加算金（妊娠22週以上）			170,000円	（1人増毎）		
胎盤処置料			4,400円	（1個）		
無痛分娩麻酔料	予定		100,000円	（1回）		
	緊急		150,000円	（1回）		
新生児管理哺育料			13,500円	（1人1日）		
産着等使用料			781円	（1日）	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
（注1）参照			860円	（1日）	その他の場合	
病衣（寝間着）使用料			55円	（1日）	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
			60円	（1日）	その他の場合	
妊婦健診料			5,000円	（1人1回）		
妊婦健診料（助産師による）			5,000円	（1人1回）		
産婦健康診査			5,000円	（1人1回）		
産褥期指導料			4,600円	（1人1回）		
妊婦簡易超音波検査料			2,500円	（1人1回）		
拡大新生児マスキリーニング検査			5,000円	（1回）	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
			5,500円	（1回）	その他の場合	
拡大新生児マスキリーニング検査・ライソゾーム病			4,400円	（1回）	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
			4,840円	（1回）	その他の場合	
産後ケア入院	1泊2日		40,000円	（1回）		
	日帰り		20,000円			
	セカンドオピニオン料		31,000円	（1回）		
	オンライン診療に伴う通信費		550円	（1回）		
流産検体を用いた染色体検査			43,932円	（1回）		
出生前診断	カウンセリング		5,850円	（1回）		
	超音波検査（羊水前検査）		6,920円	（1回）		
	母体血清マーカー検査（羊水前検査）		11,000円	（1回）		
	母体血胎児染色体検査		66,110円	（1回）		
	羊水検査	G分染法		97,120円	（1回）	
		G分染法（双胎の場合）		146,040円	（1回）	
		G分染法（再検査）		69,250円	（1回）	
		G分染法（再検査）（双胎の場合）		118,170円	（1回）	
		G分染法＋FISH法		102,670円	（1回）	
		G分染法＋FISH法（双胎の場合）		157,040円	（1回）	
		G分染法＋FISH法(再検査)		74,800円	（1回）	
		G分染法＋FISH法（再検査）（双胎の場合）		128,850円	（1回）	
		検査ができなかった場合	羊水穿刺不可	7,750円	（1回）	
			羊水採取不可	9,330円		
	検査結果説明		840円	（1回）		
遺伝カウンセリング料			8,500円	（1回40分まで）		
			4,200円	（40分超20分毎）		
頭蓋矯正ヘルメット療法			550,000円	（1回）		
妊娠と薬に関する相談料			13,200円	（1回）		
死後の処置料			10,800円	（1回）		
診断書料等	生命保険等の金銭の給付を伴う診断書又は証明書及び診療情報説明書		5,500円	（1通）		
		外国語で文書作成した場合	8,260円	（1通）		
	公的な給付を伴う診断書又は証明書、自己の業務や旅行・就職等のために必要な診断書又は、証明書及び出生証明書・障害者認定診断書等の一般診断書又は証明書		4,950円	（1通）		
		外国語で文書作成した場合	7,430円	（1通）		
	診療費支払い証明書等の証明書		2,200円	（1通）		
		外国語で文書作成した場合	3,300円	（1通）		
	学校関係証明書（義務教育終了までのもの）	食物アレルギーに関する意見書・証明書	1,100円	（1通）		
		学校生活管理指導表				
		健康診断結果通知書				
		学校伝染病の診断書・証明書				
	産科医療補償制度に関する申請書	補償認定請求用（初回申請）	11,000円	（1通）		
		補償分割金請求用（毎年申請）	5,500円	（1通）		
	カルテ開示費用	カルテを紙（コピー）により提供する場合	10円	（1枚毎）	カルテのページ数毎に10円 と DVD媒体費用1枚につき140円	
		カルテをDVDにより提供する場合	—	—		

表2-2 保険外併用療養費の費用

項 目		料 金		内 容	
初診料加算金		7,000円	(1回)	他の医療機関からの文書による紹介状のない方	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合
		7,700円	(1回)		その他の場合
外来診療費加算金		3,000円	(1回)	他の医療機関からの文書による紹介状のない方	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合
		3,300円	(1回)		その他の場合
入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養費		2,723円	(1人1日)	180日を超えて入院されている方が対象（診療報酬制度に定められた状態の場合は除く）。	
特別室室料加算金	母性西棟 18号室（1人部屋）、19号室（1人部屋） 母性東棟 17号室（2人部屋）、18号室（2人部屋）	13,000円	(1人1日)	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
		14,300円		その他の場合	
	母性西棟 16号室（1人部屋）、17号室（1人部屋） 母性東棟 12号室（2人部屋）、13号室（2人部屋） 15号室（2人部屋）、16号室（2人部屋）	12,000円		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
		13,200円		その他の場合	
	母性東棟 01号室（4人部屋）	5,000円		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
		5,500円		その他の場合	
	母性東棟 10号室（4人部屋）	2,500円		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
		2,800円		その他の場合	
	母性東棟 08号室（2人部屋）、09号室（2人部屋） 19号室（3人部屋）、20号室（3人部屋）	10,000円		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
		11,000円		その他の場合	
	3階東棟 08号室（1人部屋） 4階東棟 09号室（1人部屋） 5階東棟 01号室（1人部屋）、05号室（1人部屋） 07号室（1人部屋） 5階西棟 01号室（1人部屋）、02号室（1人部屋）	9,000円		消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定する資産の譲渡等を行う場合	
		9,900円		その他の場合	

(注1)産褥等使用料には、おむつ・おむつカバー・上着・ガーゼ 肌着・バスタオル類が含まれます。使用品数及び枚数にかかわらず上記金額となります。

○不明な点についてのお問い合わせは、医事グループまでお申し出ください。